

# 宇部市社会福祉協議会 行動指針

(地域共生社会の実現に向けたこれからの宇部市社会福祉協議会)

## 1 行動指針作成にあたって

時代や環境の変化は速いスピードで進んでいます。そして、平成最後であり新たな時代の幕開けとなる本年、拡大していた宇部市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の事業の抜本的見直しと共に、今後の方向性を改めて考え直し、地域住民や事業者等から期待され必要とされる本会となるために、私たちが進むべき道を検討してまいりました。

目指すべき方向は「誰もが自分らしく暮らせる地域社会」だと考えます。

また、平成29年（2017年）12月には、共生社会ホストタウンとして宇部市が第一陣の自治体に認定され、今後、本会は益々重要な役割を担う組織体へと変革してゆかねばならないと思います。

こうした中で、今後、本会が組織を取り巻く様々な変化に対応し、地域福祉のニーズに基づく事業を継続的に展開していくためには、本会の事業を網羅的に取り上げ、事業と組織を点検し、自立性及び継続性を確保した本会組織基盤の構築が極めて重要となってきます。

今後も本会が安定的に活動しさらに発展していくために、時代が変わろうとも本会の根幹である「誰もが自分らしく暮らせる地域社会」をキーワードに地域共生社会の実現に向けた活動を続けること、また一方で行政の財源も減少するなか、法人自らが経営責任を担う時代となっていることを認識して、本会の行動指針を作成しました。

平成31年（2019年）4月

社会福祉法人 宇部市社会福祉協議会  
会長 有田 信二郎

## 2 本会を取り巻く環境

### (1) 全国的な動き

◆少子高齢化や人口の減少、経済情勢の変化等様々な要因により、これまでの福祉制度だけでは対応困難な状況が顕在化しています。社会福祉法人を取り巻く環境として、1990年代以降、措置から契約へといった利用者主権の動き、民間企業等の参入（市場化・民営化）、公的財政の悪化、規制緩和の流れなどの改革がありました。

◆平成 12 年（2000 年）には、介護保険等の導入により、多様な主体との競合、利用者や家族の権利意識の向上という状況が発生しました。これによって、社会福祉法人にも変化が見られるようになりました。しかしながら、社会福祉協議会はどうかというと、旧態依然とした感覚で事業運営をしている感は否めない状況です。

◆また、法人経営の見直しを可能とする制度的条件は従前に比べ、かなり整ってきてはいるものの、社会福祉協議会を含む多くの法人は、法人経営意識の希薄性、事業規模零細、画一的サービスといった構造的な問題から脱却できていない状況です。

◆今後も更なる高齢化や社会情勢の変化が予想され、これからの社会福祉サービスは量的拡大とともに質的向上が強く求められており、社会福祉法人は、こうした環境の変化に伴った新たなニーズに対応しなければなりません。

◆加えて社会福祉協議会は、地域福祉の推進という他の社会福祉法人とは異なる命題を課せられており、その根幹をなす法人運営費や事務局職員の人件費を公費に依存してきた経過を有しています。これについては見直し・検討が問われており、人件費の委託事業への付け替えなど、委託・補助金の調整が進む傾向にあります。

◆全国社会福祉協議会では、社会福祉協議会は「地域のセーフティネット」として、他の事業者では対応しにくいニーズに取り組むことが提起されています。地域組織化機能を活かした包括的なケアマネジメント、地域福祉課題の明確化とその解決のためのシステムの構築など、社会福祉協議会ならではの役割を果たすことが求められています。

## （２）地域共生社会の実現に向けた事業展開の方向性

◆国は、今後の福祉改革の基本コンセプトとして「地域共生社会の実現」を位置づけ、社会福祉法等において、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援することなどが示されています。その中心的な機関は各相談・支援機関とされており、社会福祉協議会の役割と具体的な事業・活動への期待が一層高まっているといえる一方で、地域福祉の中核的な担い手が社会福祉協議会に限定されるものではなくなる可能性を含んでいます。

◆このため、社会福祉協議会においては、目指す地域づくりとともに、社会福祉協議会の事業・活動の方向性と果たすべき役割を改めて確認することが重要となっています。今後、世代や分野を超えた複雑な地域課題に対応するには、行政とのパートナーシップとともに、従来以上に地域の関係団体や他の社会

福祉法人等の連携・協働が不可欠であり、課題に応じたサービス等を総合的に提供する必要があります。

◆「地域福祉の“施策化”」に向けた対応にあたっては、地域福祉の中核的な機能を果たしうる社会福祉協議会以外の主体と競い合うことにもなります。社会福祉協議会への期待と現在の経営環境の把握・分析を行い、地域福祉の推進をリードするためには、様々な主体をコーディネートし、連携・協働して事業・活動を展開することがますます重要となります。

◆社会福祉協議会がこれまでの実践を振り返りながら、今後の地域のあり方（目指すべき地域の姿）や事業・活動等の展望を主体的に描き（明確なビジョン）、具体的な行動を実践として示すことが求められています。また、社会福祉法人等と連携・協働して「地域における公益的な活動」を進めることは、社会福祉協議会が受けとめた課題への具体的な支援の拡大を可能とし、各分野の専門性の向上や財源の確保・活用につながるため、連携・協働の強化が不可欠となります。

### 3 本会の現状

◆本会は、昭和27年（1952年）6月に任意団体として設立され、昭和31年（1956年）5月に法人格を取得し、平成16年（2004年）11月には旧楠町社会福祉協議会と合併し、67年以上にわたり本会は、会員の方や宇部市をはじめとした関係機関等に支えられ、地域福祉の推進に関わり、また在宅福祉サービスの推進に取り組んできたところです。

◆その間、平成12年（2000年）に施行した社会福祉法第109条において地域福祉を推進する団体と明記されたものの、その後の介護保険制度や宇部市からの受託事業の導入では、社会福祉法人としての経営的側面の課題が明確に見えてきました。

◆昨今の人口減少及び生産年齢人口の減少、長期に亘る景気低迷などは様々な方面に影響を与え、貧困問題などの福祉を取り巻く環境や福祉制度が大きく変わり、本会としても、生活困窮者自立のための事業や権利擁護の充実による成年後見制度など、取り扱う事業領域が拡大しています。

◆また、近年は、社会保障制度の充実により、多くの公的支援制度を利用できるようになりましたが、地域では、制度の狭間に陥って公的支援の対象とならない人や、抱えている問題が重複・複合化しているため、その対応が見いだせない人がいるなど、新たな生活課題が表面化しています。

◆そのため、地域住民のつながりを強化し、人々が地域の生活課題を共有し、解決のために共働する地域共生社会の創設が求められています。

◆一方、平成 28 年（2016 年）3 月の社会福祉法の改正では、社会福祉協議会に対してもガバナンスの強化や法人運営の透明性などが求められており、今後の組織運営の強化が課題となっています。

◆社会福祉事業を実施しながら地域福祉の推進を行うためには、事業の見直しが必要ですが、存在する事業を遂行することを優先してしまうために見直しが進まず、本来の役割である住民が安心して暮らせる地域づくりに時間や人を当てるのが難しくなっています。この状態の長期化が職員の意識にも影響し、福祉ネットワークでの本会の役割が明確に示せず、役割を代わりに担う機関等があればそれに準ずる姿勢へと変化し、役割を見失いつつあります。

◆また、地域住民の地域生活課題を受け止め、解決につなげる支援やその仕組みづくりが十分進んでいない現状にもあります。地域福祉を進めるためのネットワークの構築や連携を進めるにあたり、地域に出向いて地域を知り、人脈による解決策を話し合う時間が確保できず、また、そのためのスキルを養うことも難しくなっています。特に、複雑化している問題に対する企画力の獲得は課題です。

◆新たな福祉経営の確立は、急を要する課題です。特に、財政状況が逼迫する中で、新たな地域ニーズに対応する投資をどうするか、質の高い人材を確保するための方策をいかにして確立するかは非常に大きな問題です。

◆本会は、障がいの有無にかかわらず子どもから高齢者を対象に、生活上の複合的な課題を抱える住民に対し、相談業務や権利擁護、生活資金貸付、コミュニケーション支援、学童保育、生活支援等の様々な取り組みを実施するとともに、誰もが自分らしく暮らせる住民同士の助け合いや支え合いの地域づくりを目指して、地域活動組織への支援を行うなど福祉の輪づくり運動を展開しています。

◆今後は、住民同士の助け合いや支え合いの地域づくりについては、地域共生社会の実現に向けた施策等を、宇部市とのパートナーシップ及び地域におけるプラットフォームとしての役割を強化・再構築する機会と捉え、改めて本会の役割と機能を示していくことが重要と考えます。

◆また、地域共生社会の実現にあたって本会の役割を果たすために、公民問わず多くの関係機関との協働が必要である現在において、福祉の中核となることの再認識のために、明確なビジョンが必要となっています。

◆職員数等（H31.4.1 現在）については、本会の財政状況からして正規職員の計画的な採用計画ができない状況です。現場リーダーや直接サービスに従事する職員は、有期雇用の非常勤職員のため雇用の不安定さがあります。

職員数	特別職1名 正規職員9名 嘱託職員24名 臨時職員4名 非常勤職員142名	計180名
内専門職の人数	介護福祉士3名 社会福祉士5名 保健師1名 看護師3名 保育士48名	内計60名
平均年齢	54歳	

◆本会の収入財源は、平成29年度（2017年度）決算によると、市・県からの受託金等収入が57%を占め、次いで介護保険等事業収入25.2%、学童保育等事業収入11.6%となっており、自主財源確保としての会費・寄付金収入は5.6%にとどまっています。平成29年度（2017年度）の総事業費は735,587千円です。

◆資金収支の財政状況は、近年は毎年度繰越金が減額となり、非常に厳しい財政状況が続いています。平成30年度（2018年度）決算によると、次年度繰越金は122,835千円であり、前期末繰越金を11,512千円減額となっています。繰越金については、平成27年度（2015年度）より毎年度減額となっています。

区分	前期末繰越金	事業収入	事業支出	収支差額	その他収支差額	収支合計	次年度繰越金
H17	250,557	694,193	715,813	△21,620	23,064	1,444	252,002
18	252,002	693,140	720,737	△27,597	12,232	△15,365	236,637
19	236,637	623,719	606,708	17,010	△8,411	8,599	245,236
20	245,236	383,470	375,231	8,240	△38,509	△30,269	214,967
21	214,967	393,067	375,047	18,020	△20,018	△1,998	212,969
22	212,969	401,701	376,534	25,168	△16,816	8,352	221,321
23	221,321	456,592	437,577	19,016	△5,842	13,173	234,494
24	234,494	514,067	477,238	36,829	△10,968	25,860	260,354
25	260,354	593,027	585,043	7,984	△5,351	2,633	262,987
26	262,987	562,911	542,421	20,490	△9,048	11,442	274,429

27	274,429	534,270	560,569	△26,299	△82,157	△108,456	165,974
28	165,974	562,624	609,228	△46,603	20,244	△26,359	139,615
29	139,615	584,145	581,880	2,265	△7,533	△5,267	134,348
30	134,348	530,250	561,034	△30,785	19,272	△11,512	122,835

※表記中の各数値は、百円単位を四捨五入したものであり単位は千円である。

※H27年度（2015年度）は地域福祉振興基金の100,000千円を流動資産から固定資産に移管させたことによる差額となっている。

## 4 本会の使命・経営理念・組織運営方針

### ◆使命

本会は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが自分らしく暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりを地域住民の方やボランティアの方、保健・医療・福祉の多様な機関と共に推進することを使命とします。

### ◆経営理念

本会の使命を達成するために、本会の事業は次の経営理念に基づき事業を展開します。

#### （1）住民参加・協働による福祉のまちづくりの推進

地域住民、校区・地区社会福祉協議会、民生・児童委員、福祉委員、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参画型の福祉のまちづくりを推進します。

#### （2）地域における利用者本位の福祉サービスの推進

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもって生活が送れるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスの体制整備を推進します。

そのためにも、「個人の尊厳」を基本とし、生活の課題を抱えていても、他者による支援や福祉サービス等社会資源を活用しながら、地域社会においても、自立した生活が送れるよう早期発見や早期対応に努め、支援活

動を展開します。

(3) 地域に根ざした総合的な支援体制の推進

地域の福祉ニーズに対して、地域住民、保健・医療・福祉の関係機関はもとより、教育、就労等生活関連組織と連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制の体制整備を推進します。

(4) 地域の福祉ニーズに基づく新たな事業へ取り組み

制度の谷間にある福祉課題や地域から孤立している世帯、複合的な課題を抱えている世帯への支援など、これまでの制度や地域福祉活動で対応しきれなかった地域の課題を捉え直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、専門職として新たな福祉サービスや事業の開発に取り組みます。

◆組織運営方針

本会は、広く、社会福祉・地域福祉に係る個人・団体の参画を得る中で、公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、次の方針により組織の運営を行います。

(1) 本会の責務

地域に開かれた組織として、運営（経営）の透明性と中立性、公平さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。

(2) 本会役職員の共通理解

本会が具体的に「どのような地域を目指しているのか」、そのために「事業・活動等をどのようにすすめていくのか」といった組織の使命や経営理念を改めて確認するとともに、役職員がこれらの共通理解をもって日々の業務・実践にあたります。

(3) 職員育成の体制づくり

人材育成は中長期的視点での取り組みが必要であり、本会が目指す地域のあり方や事業・活動の推進において必要な職員像を改めて明確にするとともに、育成の基本方針を定め、計画的な研修や資格取得等のスキルアップの機会等の確保を行います。

(4) 財源の確保

住民主体の地域福祉活動のさらなる推進に向けて、地域の実情に応じた多様な財源（公費、民間財源）の活用による事業・活動のための財源確保に取り組みます。

公的財源のみならず、民間財源としての会費や寄付の募集が引き続き必要であり、そのためには、地域住民に対して解決が必要となる地域課題やニーズの理解と共感を得るプロセスを作り、取り組みへの参加と寄付の循環を生み出す仕組みづくりを行います。

#### (5) 事業分析による効果的・効率的な経営の実現

限りある財源を最大限に有効活用し、地域住民の生活を支援する活動や事業を展開していくために事業のスクラップアンドビルドを図っていくとともに、継続した事業評価を行い、職員一人ひとりのコスト意識を高め、効果的・効率的な運営を行います。

## 5 本会の事業展開

◆少子高齢化や人口減少等、人口構造の変化が進む中、一人暮らしや認知症高齢者が増加し、支援が必要な高齢者を身近な地域で支える地域包括ケア体制の構築が不可欠となっています。

◆また、高齢者や障がい者の社会的孤立や移動手段の確保、子どもの貧困やひきこもり等、現状の社会福祉制度では対応が困難な生活課題・福祉課題が発生しています。

◆これらの課題解決に向けて、地域住民をはじめ、地区・校区社会福祉協議会、自治会、民生・児童委員、福祉委員等の各種団体や行政等が連携・協働し、地域福祉を推進する取組が求められており、課題解決に取り組む場として地域社会を再生する取組が進められています。

◆今後の事業展開につきましては、本協議会の使命・経営理念に基づき、自主性や創造性を活かしながら、地域住民をはじめ、各種団体や行政等と尚一層、連携・協働し、積極的な事業展開に努め、子どもや子育て世代、高齢者、また、障がい者が安心して地域で暮らすことができる、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指します。

◆また、国や県・市の制度・施策の動向を的確に把握するとともに、本会におけるこれまでの実践・ノウハウの蓄積と事業・活動の実施・到達状況の評価分析をもとに、組織及び事業・活動の再構築、活性化を図ります。

◆なお、本会がこれまでの実践を振り返りながら、今後の誰もが自分らしく暮らせる地域づくり（目指すべき地域の姿）のあり方や事業・活動等の展望を主体的に地域住民等とともに描き、具体的な行動を実践していくために「誰もが

自分らしく暮らせる地域社会に向けた強化方針」を定め、この強化方針を基本に本会の各事業部門（法人運営・地域福祉推進・子育て支援・コミュニケーション支援）の具体的な取り組みについては、毎年度当初作成する事業計画に記載していきます。

## 誰もが自分らしく暮らせる地域社会に向けた強化方針

本会は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが自分らしく暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

### 1 あらゆる生活課題への対応

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

### 2 相談・支援体制の強化

生活困窮者自立支援事業や成年後見人等受任事業、地域福祉権利擁護事業、生活福祉資金貸付事業、ボランティア活動及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

### 3 アウトリーチの徹底

これまでの福祉の輪づくり運動や地域支え合い活動推進事業の実践を基礎に、アウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

### 4 地域のつながりの再構築

校区・地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員及び福祉委員、社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティアセンターの取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりをすすめます。

### 5 行政とのパートナーシップ

地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけをすすめます。また、地域ふくしプランの基本理念である「地域のみんなを支え合う心かよう元気な福祉のまちづくり」の推進のため宇部市とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。